

## 「カードローン借換資金」商品概要説明書

（平成31年4月1日現在）

商品名	カードローン借換資金														
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAの組合員の方。</li> <li>●当JAで、愛媛県農業信用基金協会の保証を受けたJAカードローン（随時返済型・約定返済型）またはJAワイドカードローンをご契約の方で、その貸越残高を借換えて分割返済を行われる方。</li> <li>●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。</li> <li>●その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>														
資金使途	●愛媛県農業信用基金協会の保証を受けたJAカードローン、JAワイドカードローンからの借換とします。														
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●300万円以内（1万円単位）。</li> <li>・ただし、原則としてJAカードローン、JAワイドカードローンの極度額または貸越残高のいずれか低い金額以内とします。</li> </ul>														
借入期間	●6ヶ月以上7年以内（据置期間なし）。														
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●固定金利（当初のお借入利率を完済時まで適用）とします。</li> <li>●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。</li> </ul>														
返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。														
担保	●不要です。														
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</li> <li>ただし、完済時の年齢が満75歳を超えるお借入人については、原則として連帯保証人が必要となります。</li> </ul>														
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご融資時に一括して保証料（保証料率：年0.9%）をお支払いいただきます。</li> <li>【お借入額100万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】</li> <li>・金利年7%の場合</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">お借入期間</td> <td style="padding: 5px;">3年</td> <td style="padding: 5px;">4年</td> <td style="padding: 5px;">5年</td> <td style="padding: 5px;">7年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">保証料（円）</td> <td style="padding: 5px;">15,000</td> <td style="padding: 5px;">19,000</td> <td style="padding: 5px;">24,000</td> <td style="padding: 5px;">35,000</td> </tr> </table>					お借入期間	3年	4年	5年	7年	保証料（円）	15,000	19,000	24,000	35,000
お借入期間	3年	4年	5年	7年											
保証料（円）	15,000	19,000	24,000	35,000											
手数料	●不要です。														
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0893-24-4182）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</li> </ul>														
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>●印紙税が別途必要となります。</li> <li>●その他ご不明の点がございましたら、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。</li> </ul>														